

第1回新城市水道料金等審議会 議事録

- 1 開催日時 平成30年10月26日（金）午後1時30分から午後3時まで
- 2 開催場所 新城市役所本庁舎 災害対策本部室1
- 3 議 事 (1) 会議の公開、非公開について
(2) 新城市水道事業基本計画の概要について
(3) 上水道と簡易水道の料金統一について
(4) 水道料金等の改定に係る審議会スケジュールについて

委嘱辞令交付、会長・副会長選出、会長挨拶、市長挨拶に引き続き議事へ移行

事務局

会議の公開・非公開について説明

委員

公開すべきものなのか非公開にすべきものなのかよく分からないのですが。

会長

この中に委員でそういう経験者の人がいます。〇〇委員はどうですかね。

委員

非開示事項が含まれている場合に非開示に出来るということなんですけれども、水道事業の非開示項目はどのようなものがありますか。

事務局

特にそういった取り決めはしてございませんが、ここに書いてある非開示項目と言う該当はございません。ただ、料金の値上げ等に関わる部分がございますので、公開すると言ったときに、ご意見が出てこないとなると審議会にならないものですから。部分公開というのもございますので、料金にかかる部分以外は公開して、ここからは非公開と言ったことも可能ですが。

委員

公開の場合は随時に公開になるのでしょうか、一定期間過ぎてから公開になるのでしょうか。

事務局

この公開、非公開はこの会議の場に一般の方とかを招き入れて、公開として見ていただくかどうかということをご審議いただきたいということで、この場に一般の方が傍聴にみえられる。公開、非公開とはそういうことです。傍聴規定等作ってはございませんが、公開とするならばそういった所も整備させていただくこ

とになります。

委員

非公開にさせていただいて、議事録は公開していただくと言うことでよろしいかと思うんですけども。

会長

やはり非公開という意見がございましたので、この審議会を非公開ということで異議ございませんでしょうか。

<異議無し>

そう言う形で進めさせていただきます、ありがとうございました。

次に議題（2）新城市水道事業基本計画の概要について事務局から説明をお願いいたします。

事務局

新城市水道事業基本計画についてですが、この基本計画の計画期間が平成 29 年度から平成 38 年度の 10 年間で、厚生労働省が求める「水道事業ビジョン」と、総務省が求めている「経営戦略」と言う水道事業の経営の部分に関しての両方を網羅する形で作成をしております。見ていただくと、新城市の水道は今どうなっているのかということから、ここから先どれだけの人に対して水を供給していくのか、後半の方になりますとそれを行っていくためにどのような経営を行っていくのかということが記載をされており、今後の計画で災害に強い施設にするにはどのようにすればよいのか、緊急体制はどのようなのかなどもについて記載してあります。あとはこの審議会で諮っていただく経営的な部分、そのあたりの収支計画なども載っておりますので一度この冊子に目を通していただけたらと思います。

会長

ありがとうございました。今聞いてもなかなか難しいかと思いますが、要するに今後どういうふうに市は運営して行きたいかということなんですけど、この基本計画について皆さんに質問をしていただいて、その都度その都度解らないことを聞いていただいくと言う形で進めて行きたいと思います。それでは次に移りたいと思います。

では、次の議題（3）上水道と簡易水道の料金統一について、事務局から説明をよろしく申し上げます。

事務局

「水道料金統一のおしらせ」を御覧ください。新城市の中には旧新城市内における上水道と言うものと、鳳来、作手地区における簡易水道事業という二つの事業がありました。上水道事業と簡易水道事業の違いについては、給水人口が五千人を超えるものは上水道、給水人口が五千人以下の場合は簡易水道、という区分

けがありました。ただ、水道の蛇口から出てくる水というのは上水道も簡易水道も品質的には全く何ら変わりのないものです。これが国の方針で水道事業というのは、一事業体に一水道事業に集約すると言うことで、新城市においても平成 29 年 4 月 1 日からこの簡易水道事業を統合しまして一つの水道事業としました。

それにもなつて料金体系が上水道と簡易水道とそれぞれ違っていたものから、料金を上水道側へ統一することといたしました。突然料金体系を変えますと、今までの料金と差が出てきて突然高くなってきたりする可能性がありますので、激変緩和措置ということで 5 年間かけて段階的に料金を変えていくことを今やっております。もともとの料金体系が上水道と違ったものから、ここから先平成 34 年の 4 月までの期間で市内の水道料金を統一していこうということ、市民の皆さんに周知するためにこの「水道料金統一のおしらせ」というものを作成して市民の皆さんに配布をいたしております。以上です。

会長

ありがとうございました。ただいまの説明につきましてご意見、質問等がありますでしょうか。

委員

基本料金というのは簡易水道と上水道事業と単価そのものは違うんですかね。

委員

違います。今は一緒なんですけど、過去運営が違った時、上水道事業と簡易水道事業というものが存在していたときには元々基本料金から違っていました。

委員

基本料金とはそもそもどうやって決まるんですか。

事務局

基本料金につきましては、水道事業につきまして経営規模とか事業とかにより計算式等ございます。

委員

施設とか人件費とか諸々のもので決まっていくということなんですね。

事務局

簡単に儲からないから基本料金を上げるとかそういったことは出来ないようになっておりまして、いろいろな計算式の元に弾かれることになっております。

会長

私が言つては何なんですけれども、簡易水道は人が飲める分のみ生産して渡す。市の上水は国とか県の補助率がすごく低い、作手とか鳳来地区は過疎対策がありますので、過疎の指数によって補助率が高くなる。それをまとめられた前の水道担当者の方たちは大変苦勞をされたと思うんですよ。すいません私が言つてしまつて。

事務局

ありがとうございます。

会長

その他に何かありますでしょうか。次の議題（４）に入ります。水道料金等の改定にかかるこの審議会のスケジュールについて、事務局から説明の方をよろしくをお願いします。

事務局

今後のスケジュールについて説明。

会長

なるべく企業の方達に合わせてるように調整をしてください。

それでは、これで本日の議題は終了です。またその都度その都度、皆さん話し合いながら進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。